

# 研究助成金支給規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の定款第5条に定めるとおり、口腔インプラントに関する研究を奨励し、支援するための研究助成金支給に関し、必要な事項を定める。

## (研究の種別)

第2条 この規程における研究は、次のとおりとする。

- (1) 一般課題研究：特定課題研究に含まれない内容
- (2) 特定課題研究：本会が指定する研究項目に該当する内容

## (助成額)

第3条 年間の助成額は、当該年度の予算に従う。

## (研究助成金支給の期間)

第4条 支給を受けた研究助成金の執行期間は、原則として当該年度のみとする。

## (研究助成金支給の決定)

第5条 研究助成金支給者の決定にあたっては、本助成制度の趣旨に鑑み、臨床に籍を置く会員、若手会員など他の助成を受けることが困難と思われる会員に対して一定の配慮を行う。

- 2 同一研究者が複数年度にわたって研究助成金を受ける場合、上限を3年とする。
- 3 研究助成金支給者及び研究助成金額の決定は、学術委員会における事前審査の結果を基に、口腔インプラント研究選考委員会（以下選考委員会）にて決定する。
- 4 前項で決定した研究助成金支給者及び研究助成金額については、理事会へ報告する。

## (研究助成金の交付)

第6条 前条に基づいて決定された研究助成金を受ける者（以下、「受給者」という。）への研究助成金の交付は、その金額を受給者の指定する金融機関の口座に振り込むことによって行う。

## (承認等の事項)

第7条 受給者は、以下の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ書面にて選考委員長に申請し、承認を得なければならない。

- (1) 研究助成金支給の対象となった研究を中止または延期しようとするとき
- (2) 研究助成金支給の対象となった研究が予定の期間内に終了しないとき
- (3) その他、研究助成金の申請に際して提出した各項の内容に変更があるとき

## (受給者の義務)

第8条 受給者は、以下の義務を果たさなければならない。

- (1) 研究助成金支給の対象となった研究の完了
- (2) 研究助成金の適正な管理、使途に関する記録（計算書類等）及び領収証等の証拠書類の提出
- (3) 成果を記載した研究報告書の提出（終了後2ヶ月以内。ただし、研究の期間が複数年度にわたる場合は、単年度毎に研究報告書を提出しなければならない。）
- (4) 研究成果の全部または一部の発表（終了後翌年度の本会学術大会にて発表を行うものとする。）
- (5) 法令、本会諸規程および研究倫理の順守

（監査）

第9条 理事長は、必要があると認めたときは、理事会の承認を得て、受給者またはその所属機関に対し、経理ならびに研究事項等につき報告を求め、または経理ならびに研究の内容等につき監査することができる。

（出版物等）

第10条 受給者は、研究助成金支給の対象となった研究に関連して作成する成果物および新聞、マスメディア等への公表時には、当該研究が本会の助成を受けた旨を明記するとともに、そのものの写し等を提出しなければならない。

（研究報告の発表）

第11条 本会は、研究助成金の支給を受けて実施した研究の全部または一部を研究業績集として印刷その他の方法をもって発表することができる。

（選考委員会及び理事会への報告）

第12条 学術委員会委員長は、受給者からの研究報告書の提出を受けた後、その旨を選考委員会へ報告する。

2 選考委員長は研究成果の概要を理事会へ報告する。

（研究助成金の決定の取消、中止、および返還）

第13条 受給者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、本会は研究助成金の支給決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに支給した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 受給者が第8条に定める義務を果たせないと認めたとき
- (2) 虚偽の申し出または報告を行なったとき
- (3) 対象となる研究活動等が中止になったとき
- (4) その他この規程の目的に照してふさわしくないものと理事会が認めたとき

- 2 前項各号の事由が発生した場合には、選考委員長は理事長へ報告するものとする。
- 3 前項の報告を受けた理事長は、必要に応じて関係者への聴取等を行い、事由の事実について精査した上で、決定の取り消し、交付の中止、返還の要求を行うことを決定するものとする。
- 4 前項により、返還の要求を受けた者は、決定通知の日から起算して30日以内にその金額を返還しなければならない。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

1. この規程は、令和2年9月19日より施行する。
2. この規程は、令和4年6月4日に一部改正し、同日から施行する。
3. この規程は、令和5年6月3日に一部改正し、同日から施行する。